

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）
- (3) 徳島県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（平成20年規則第13号）

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和7年度徳島県後期高齢者医療柔整療養費等支給申請書点検業務
- (2) 委託者
徳島県後期高齢者医療広域連合
- (3) 業務内容等
別紙「令和7年度徳島県後期高齢者医療柔整療養費等支給申請書点検業務仕様書」のとおり
- (4) 業務委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められるもの又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (4) この公告の前2年の間に、国、地方公共団体又はこれに準ずる機関と柔整療養費等支給申請書点検業務委託又はこれに類する業務について契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。
- (5) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に契約を履行できる者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次の(1)－アからカに掲げる書類（以下「入札参加資格確認申請書類等」という。）を提出すること。なお確認申請の結果については、所定の期限までに競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 使用印鑑届

ウ 代表者の印鑑証明書（原本を必ず提出すること。写しは不可とする。）

エ 前記２－(4)の業務実績を確認するための業務実績一覧表

オ 委任状（契約等の権限を営業所等に委任する場合に提出すること。）

カ 反社会的勢力の排除に関する誓約書

※ 入札参加資格に関して、別途広域連合から照会や関係書類の提出を求める場合がある。

(2) 提出先

徳島県後期高齢者医療広域連合 総務課

〒771-0135

徳島県徳島市川内町平石若松78番地1

(3) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、特定記録郵便、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、封書に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、書留郵便により、上記(3)の期限までに上記(2)の提出先に必着すること。

(5) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年4月16日（水）に郵送により通知する。
なお、承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

4 入札日時及び場所等

(1) 入札執行の日時 令和7年4月24日（木）午後2時

(2) 入札執行の場所 徳島県後期高齢者医療広域連合 3階 会議室
徳島県徳島市川内町平石若松78番地1

(3) 開札 入札後直ちに入札執行の場所にて開札する。

5 質問について

- (1) 質問等がある場合は、令和7年4月21日（月）午後5時までに、電子メールにより行うこと。
- (2) 電子メールの件名には「入札質問（柔整）」と記載すること。なお、様式は任意とする。
- (3) 質問の回答は、広域連合から入札参加希望があった全業者宛に送信する。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年4月22日（火）までに行う。
- (5) 電子メールの送信先は次のとおりである。
 - ・ 徳島県後期高齢者医療広域連合総務課
 - ・ 企画財政担当：窪田
 - ・ E-mail:soumu@koukikourei-tokushima.jp

6 入札書の作成、提出等について

- (1) 入札は、令和7年度徳島県後期高齢者医療柔整療養費等支給申請書点検業務について行う。
- (2) 入札の方法は、「各項目の予定数量に単価をかけ、その合計」により行う。
- (3) 入札書は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。
 - ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札年月日並びに住所及び氏名を記載すること。
 - イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
なお、スタンプの使用は認めない。
 - ウ 「入札金額」は、アラビア数字により記載し、訂正してはならないこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 入札物件の名称及び数量を明確に記載すること。ただし、特に指定した場合は、数量の記載は要しない。
 - オ 住所及び氏名は、次の区分、記入例により正確に記載すること。
 - (ア) 代表者の住所及び氏名（法人、組合等については、当該法人、当該組合等の住所及び名称並びに代表者の氏名及び地位）を記載すること。
 - (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等については、当該法人、当該組合等の住所及び名称並びに代表者の氏名及び地

位)並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

- (4) 入札者は、入札物件、契約条項等及び事務局職員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、別紙1「入札書封筒作成例」のとおり作成した封筒に入れて密封封書にして提出すること。
- (5) 代理人により入札させるときは、代理権を証する「入札委任状」を入札書と一緒に提出すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書を書き換え、又は撤回することができない。
- (7) 郵便による入札は認めない。

7 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者がした入札
- (2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (3) 同一人が同一物件に対してした2通以上の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - イ 「単価・金額」、「入札金額」をアラビア数字以外の数字で記載し、又は訂正したもの
 - ウ 入札金額に「¥」マークの記載がないもの
 - エ 入札物件の名称又は数量(数量については、特に指定した場合を除く。)の記載のないもの又は記載を誤ったもの
 - オ 住所及び氏名の記載を誤ったもの若しくはないもの
 - カ 記載事項にスタンプを使用したもの
 - キ 日付の記載を誤ったもの若しくはないもの
- (6) 代理人が入札する場合に入札委任状を提出しないでした入札
- (7) 代理人が入札する場合に入札委任状に必要記載事項のないもの並びに次に掲げるところに該当したもの
 - ア 鉛筆その他の容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
 - イ 住所及び氏名の記載を誤ったもの若しくはないもの
 - ウ 記載事項にスタンプを使用したもの
 - エ 日付の記載を誤ったもの若しくはないもの
- (8) 郵便によりした入札
- (9) 「単価・金額」、「入札金額」を書き誤ったもの又は書き誤って訂正したもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を執行する。入札執行回数は、当初を含めて3回までとする。

9 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、有効な入札書を提出した者のうち、徳島県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第14条の規定により定められた予定価格の制限範囲内の入札価格を提示した入札者であって、最低価格の入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 落札価格

入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額をもって落札価格とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

11 契約金額

契約金額は、落札価格にかかわらず、各月業務完了後に各項目の実績数量に入札落札単価をかけて算出した合計金額の100分の110に相当する額とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。

12 入札の辞退について

本入札に係る入札参加資格確認申請書類を提出した者が、入札を辞退する場合は入札辞退届を提出することとし、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。

13 その他

入札当日は、入札書（封書）1通、代理人による入札にあつては入札委任状1通のほか、再度入札に必要なものとして次のものを持参すること。

ア 入札書及び封筒の予備